

台風等の災害時における神栖市認可保育施設等の臨時休園等のガイドライン

1 目的

台風や集中豪雨等により、人的・物的被害が生じるおそれが高まった場合には、入所児童や保育従事者の安全を最優先に保育施設の運営を行う必要があるため、市内認可保育施設等における臨時休園等の対応について、ガイドラインを定めるものとする。

2 対象施設

市内認可保育施設（保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所）、病児・病後児保育実施施設

3 基本的な考え方

保育施設は、保護者が就労等のため、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることから、大雨等の場合においても原則として開所としている。ただし、台風接近や集中豪雨等のおそれがある場合には、本ガイドラインに基づき、市内認可保育施設等における臨時休園・登園自粛要請等の判断を行うものとする。なお、施設として、個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、現に危険が迫っている状況であるときを除き、事前に市と対応を協議することとする。

4 臨時休園・登園自粛要請の判断の目安

次のいずれかにあてはまる場合、また今後あてはまる可能性が高いと判断した場合は、臨時休園または登園自粛要請を行うことを基本とする。

(1) 臨時休園

次のいずれかの状況に該当し、災害発生または災害発生の可能性が極めて高い場合は、臨時休園とする。

ア 気象庁から本市に大雨特別警報が発令されている。

イ 警戒レベル4相当または警戒レベル5相当の避難情報の発令対象地域に所在する保育施設である。

ウ 災害発生により保育士の交通手段が遮断される等により保育士の確保が長時間・広範囲にわたって困難である。

エ 災害発生により施設に被害が生じ、人的被害の発生が予想される。

(2) 登園自粛要請

次のいずれかの状況に該当し、災害発生の可能性が比較的高い場合や施設運営を行うにあたって十分な体制を確保できないことが予想される場合は、保護者に登園自粛要請を行う。

ア 警戒レベル3相当の避難情報の発令対象地域に所在する保育施設である。

イ 災害発生により保育士の交通手段が遮断される等により保育士の確保が一時的・一部範囲で困難である。

ウ 災害発生の可能性が高く、施設に被害が生じ人的被害の発生が予想される。

5 警戒レベル（市の避難情報等）発令時の対応

（１）「午前6時時点で発令中」または「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

警戒レベル (市の避難情報等)	気象庁の 警報	保育施設の対応	保護者の対応
警戒レベル5 (緊急安全確保)	大雨特別警報	当該日は休園とする。	保護者に登園を見合 わせてもらう。
警戒レベル4 (避難指示)	※土砂災害 警戒情報等	当該日は休園とする。 (発令対象地域に所在す る施設)	保護者に登園を見合 わせてもらう。
警戒レベル3 (高齢者等避難)	※大雨警報 ※洪水警報	登園自粛要請とする。 (発令対象地域に所在す る施設)	保護者にできる限り 登園を見合わせても らう。

- ① 大雨特別警報が発令された場合は、警戒レベル5と同様の取扱いとする。
- ② 気象庁が、※の警報等を発令した場合でも、市の避難情報等が発令されない限りは臨時休園等にならない。

（２）「開園時間中に発令」の場合

警戒レベル (市の避難情報等)	気象庁の 警報	保育施設の対応	保護者の対応
警戒レベル5 (緊急安全確保)	大雨特別警報	当該日は休園とする。	・保護者に速やかに引 き取りにきてもら う。 ・ただし、引き取りに 行くことが危険な 場合（洪水発生等） は安全な状況にな ってから引き取り にきてもらう。
警戒レベル4 (避難指示)	※土砂災害 警戒情報等	当該日は休園とする。 (発令対象地域に所在す る施設)	
警戒レベル3 (高齢者等避難)	※大雨警報 ※洪水警報	登園自粛要請とする。 (発令対象地域に所在す る施設)	

- ① 大雨特別警報が発令された場合は、警戒レベル5と同様の取扱いとする。
- ② 気象庁が、※の警報等を発令した場合でも、市の避難情報等が発令されない限りは臨時休園等にならない。

6 臨時休園等を行う際の周知について

市は、本ガイドラインについて、市内認可保育施設並びに保護者に対し、文書やホームページにてあらかじめ周知を図る。

臨時休園・登園自粛要請を行う場合、市はその旨を市内認可保育施設に連絡し、それを受けた市内認可保育施設は、速やかに保護者に周知する。さらに、臨時休園する際は、施設の入り口に臨時休園する旨と緊急連絡先を示した張り紙等を掲示する。

7 臨時休園後の再開について

臨時休園後の再開については、下記のとおりとする。ただし、職員体制の確保、施設の安全確保状況、周辺施設の安全確保状況、ライフラインの状況等によっては、再開時期が保育施設によって異なる可能性がある。その場合は、市と協議のもと各施設から保護者へ連絡を行う。

避難情報解除時点 市ホームページにおいて発表時点	保育施設の対応
午前6時まで解除	原則、開園（給食等の有無は各施設の判断）
午前6時から午前11時まで解除	原則、午後1時から開園（給食等の有無は園の判断）
午前11時以降に解除	原則、休園

8 代替保育について

臨時休園措置を行った場合は、家庭保育を原則とする。

ただし、災害時に社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等については、保育の提供を確保する必要性が高いことから、やむを得ず保育が必要な場合に限り、代替保育を実施する。代替保育については、別に定める。

【参考】警戒レベルの一覧表《内閣府：避難情報に関するガイドライン》

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</p> <p>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれ高い</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれあり</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発表される状況：気象状況悪化</p> <p>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</p> <p>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。